

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

栃木国民年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、平成3年11月に病院を退職したため、市役所の出張所へ出向き国民年金への切替手続をした。申立期間当時の保険料は送付されてきた納付書により納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、1か月と短期間である申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び共済年金との切替手続も適切に行っていることから、年金制度及び保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成16年10月1日から17年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年10月から同年12月までは36万円、17年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで
ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が間違っているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人及び事業主の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成16年10月から同年12月までは36万円、17年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円とすることが必要である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成16年9月については、申立人の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

私は、昭和45年5月から52年9月までA社で継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の記録が無い。辞令交付日は覚えていないが、申立期間は本社から異動して同社B工場で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び事業主の回答から、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和59年8月6日からA社で勤務し、平成6年6月1日からは、業務命令により関連会社のB社に出向し勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年5月31日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。私は、継続して勤務していたし、事業所も事務手続の誤りを認めているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成6年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年4月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和60年4月26日からA社で勤務し、平成6年6月1日からは、業務命令により関連会社のB社に出向し勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年5月31日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。私は、継続して勤務していたし、事業所も事務手続の誤りを認めているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与支払明細書及び事業主の証言により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成6年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年4月のオンライン記録及び給料支払明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成3年4月1日からA社で勤務し、平成6年6月1日からは、業務命令により関連会社のB社に出向し勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年5月31日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。私は、継続して勤務していたし、事業所も事務手続の誤りを認めているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成6年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年4月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、実際の給与支給額と大きく違っている。給与明細書で確認すると、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月まで 36 万円の標準報酬月額で計算された厚生年金保険料が控除されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 24 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 24 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から62年3月まで
学生だった申立期間当時、国民年金の加入は任意であったが、父親が私の保険料を納税組合に納付していたと思うので、調査の上、納付期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、父親が家族の分と共に納税組合を通じて納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時、その父親とは異なる市町村で住民登録されていたことが確認できる。

また、その父親から聴取しても、申立人に係る国民年金加入手続を行った記憶は無く、納税組合を通じて納付していた保険料に申立人の分が含まれていたか否かも不明としている。

さらに、申立人の所持する年金手帳、申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人の資格取得日は「平成2年4月7日」となっており、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 9 月から 16 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月から 16 年 7 月まで
国民年金の加入手続や保険料の納付は母がしてくれていたもので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は他界しており、保険料の納付状況が不明である。

また、市から提出された平成 13 年分から 16 年分までの課税資料によると、13 年分については社会保険料控除額の記載が無く、14 年分から 16 年分までについては、いずれも 10 万円から 20 万円程度の社会保険料控除額が確認できるものの、申立人は当時、国民健康保険に加入しており、試算結果によると、年額 20 万円程度の国民健康保険料を納付する必要があったと考えられることから、この社会保険料控除額のみをもって申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めるのは困難である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで
20歳になった時、母親がA町役場の出張所で、国民年金の加入手続と同時に学生の免除申請をしてくれたはずなので、申立期間が未納期間と記録され、免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成6年*月ごろ、その母がA町で国民年金の加入手続及び免除申請をしてくれたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の記載及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月以降にB市で払い出されたことが推認できる上、その母親から聴取しても、当時の記憶はあいまいであり、「免除できるとは知らなかったように思う。」などと証言している。

また、国民年金制度上、申請免除においては、申請日の属する月の前月より前にさかのぼって免除を受けることはできないことから、申立人の加入手続が行われたと推認される時期からみて、申立期間の保険料については免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から4年3月まで

私は20歳のころは学生であったため、父親が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年ごろにその父親が申立人に係る国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、その父親から聴取しても、当時の記憶は不明瞭であることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年3月前後に払い出されたことが推認でき、この時点で申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1007 (事案 339 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 29 日から 24 年 5 月 13 日まで
昭和 19 年から 26 年まで A 社に勤務していたが、途中、B 営業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることが分かった。社員としての立場に変更は無かったので、申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 営業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実が確認できない上、申立人の証言を基に特定した同社 B 営業所長も、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料等が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり新たに複数の元同僚の名前を挙げるとともに、自らについては、申立期間当時、本社からの在籍出向扱いであった可能性があることを主張している。

しかしながら、本社時代の元同僚も、本社から工場に出向していたとする期間の被保険者記録が無い上、申立人が A 社 B 営業所における自身の後任者であったとする者の被保険者記録を見ると、申立人と入れ替わるように、昭和 24 年 5 月 10 日に同社本社において被保険者資格を喪失しているなど、同社が申立人を本社から B 営業所に異動させる際、在籍出向扱いとし、厚生年金保険料の控除を継続していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

昭和 62 年 4 月に A 社に入社し、平成 3 年 10 月 20 日にグループ会社である B 社を退職するまで、グループ会社内で異動したことはあったものの継続して働いていたのに、厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 62 年 4 月に同期入社したとする元同僚は、「申立人が途中で辞めたりしたことはなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、A 社及びグループ会社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和 62 年 6 月 20 日に A 社において資格喪失し、同年 8 月 21 日に B 社で資格取得していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、A 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の同社における資格喪失年月日は昭和 62 年 6 月 21 日と記載されており、B 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の同社における資格取得年月日は同年 8 月 21 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A 社の事業主は、申立人について「当初事務職で採用したが、適性等を判断し、関連会社である B 社で雇用することとした。その際、両社の業務が異なるため試用期間を設け、その間は厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していない。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から32年8月1日まで
A社に昭和29年8月1日から勤務していたが、厚生年金保険の記録は32年8月1日からとなっているので、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間の一部においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日（昭和32年8月1日）とオンライン記録は一致しており、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番は見当たらない。

また、当該事業所において総務業務を担当していた元同僚の証言によると、「自分が入社した当時（昭和32年2月）の事務処理状況はかなりずさんな状況で、社会保険の加入漏れが散見されたので、その年の算定基礎届の時期に、女子社員に厚生年金保険の加入手続を行うよう指示した覚えがある。また、社会保険に加入していない社員から保険料控除をすることは、社会保険事務所（当時）からの請求金額と控除額とを突合していたのであり得ない。」としている。事実、昭和32年8月1日付けで、同社の元専務取締役及び申立人を含めた9人が厚生年金保険に加入しており、元専務取締役は、「詳しい事情は分からないが、自分も入社時期より半年ぐらい遅れて厚生年金保険に加入している。」と証言している上、他の元同僚も同様の証言をしていることから、当該事業所は、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 22 日まで
ねんきん定期便で確認したところ、昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで勤務していた事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
事業所名はA事業所だったと記憶しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録からは、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、また、商業登記簿謄本を調査しても、当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人が申立期間以降に勤務した事業所は、当該申立てに係る職歴の記録は無いと回答しており、申立てに係る事業所名から関連する可能性のある共済組合に照会しても、申立人の加入記録は見当たらないとしている。

さらに、申立人が記憶している同僚については、連絡先を特定することができず、当時の状況等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間については、A社B所（現在は、C社）に勤務していた。当時の給料明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所からの回答、元上司の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間について、A社B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録を調査しても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実が確認できず、申立人が同僚として名前を挙げた2人については、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、C社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について照会したが、当時の資料は無く、申立人の在籍が確認できないとしており、厚生年金保険の適用については、「現場事業所単位で行っていた。当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる基準は、常時5人以上の従業員を使用する場合とされていたので、現地採用者が5人未満の場合は、事業所として厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成元年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社の記録が昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 2 月 26 日までになっていた。私は、その前に勤めていた会社を辞めて間を空けることなく当該事業所に勤務し、辞める時も同年 2 月末日まで勤務していたので、申立期間①及び②について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人がA社に勤務していたのは間違いないが、申立期間に勤務していたか否かは覚えていない。」と回答している上、雇用保険の加入記録についても厚生年金保険の記録と同様に、昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 2 月 25 日までが被保険者期間となっており、このほかに申立期間①及び②について申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、当該事業所の担当者は、「離職率が高く、社員も若い者が多いので、当時のことを知る者はおらず、申立人が勤務していたころの資料も無い。」と回答している上、事務担当者についても、連絡を取ることができないため、申立期間当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年4月30日まで

A事業所（現在は、B事業所）で勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない旨の回答をもらったが、元同僚から当該事業所に勤めていた記録が反映された年金を受給していると聞いたので、私の記録について調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における同僚の氏名を複数記憶しており、これら元同僚の証言等により、申立期間当時、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、給与計算を担当していたとする元同僚とは連絡がとれず、厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、B事業所に照会したが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険料の納付については不明であると回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。